

深浦町における女性職員の活躍の推進に関する 特定事業主行動計画（第2期）

令和3年6月1日
深 浦 町
深 浦 町 議 会
深 浦 町 農 業 委 員 会
深 浦 町 選 挙 管 理 委 員 会
深 浦 町 代 表 監 査 委 員
深 浦 町 教 育 委 員 会

深浦町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、深浦町、深浦町議会、深浦町農業委員会、深浦町選挙管理委員会、深浦町代表監査委員、深浦町教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。法は、令和8年3月31日までの時限立法となっており、本計画は前計画（計画期間：平成28年4月1日から令和3年3月31日までの期間）に引き続く計画として策定する。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行う。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、深浦町、深浦町議会、深浦町農業委員会、深浦町選挙管理委員会、深浦町代表監査委員、深浦町教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析

を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、深浦町、深浦町議会、深浦町農業委員会、深浦町選挙管理委員会、深浦町代表監査委員、深浦町教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- ①令和7年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇の取得割合を100%にする。
- ②令和7年度までに、育児休業を取得する女性職員の割合を100%にする。
- ③令和7年度までに、育児休業を取得する男性職員の割合を10%以上にする。
- ④令和7年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を10%以上にする。

4. 女性職員の活躍に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3で掲げた目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、深浦町、深浦町議会、深浦町農業委員会、深浦町選挙管理委員会、深浦町代表監査委員、深浦町教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- ①令和3年度から、出産を控えている全ての男女に対し、管理職員（又は人事担当部局）による面談を行い、育児休業、配偶者出産休暇等の活用促進に関する助言を行う。
- ②女性職員のみを対象とする研修や外部研修（市町村アカデミー等）への派遣を行う。
- ③各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を行う。

以上